

第 1 章

人権とは

- 1 人権は、3つの大きな特徴を持っています
- 2 人権は、自由と平等を求めた人間が、長い年月をかけて獲得した権利です
- 3 人権は、日本国憲法で基本的人権として保障されています
- 4 人権問題が増え、人権意識も高まっています
- 5 私たちの身近には、たくさんの人権問題があります
- 6 人権を考える一つのキーワードは「差別」です
- 7 これまでの人権研修の取組

第1章 人権とは

「会社の上司から人権の研修会を計画してほしいと言われましたが、何を、どうしたらよいのか良く分からないので困っています」「PTAで人権の研修委員を引き受けました。人権の研修は毎年やっていますのでマンネリ化してしまい、参加者も少なくなってきました。どうしたらよいでしょうか？」

ほんの一例ですが、こんな相談が北九州市人権推進センターに寄せられます。相談される方の多くは、仕事や日常の生活の中では特別に人権について考えたこともなく、たまたま研修の担当者になったことから、困っての相談です。

つまり、人権とは自分に関係ないもの、そんな難しいことを考えなくても日常の生活には差し支えない・・・と思っていたのが、ある日突然、研修を計画する立場になったのでどうしたらよいだろうか？という悩みから出た言葉だろうと思います。

とはいえ昨今、毎日のように人権に関係がある出来事が報道されています。そこでまず、人権の研修を計画する前に「人権とは何だろう？」ということをも自分自身で整理してみましょう。

1 人権は、3つの大きな特徴を持っています

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」（法務省人権擁護局「人権の擁護」より）と考えられており、3つの大きな特徴を持っています。

- (1) 人間であることにより当然に有する権利です。〔固有性〕
- (2) 原則として、公権力によって侵されない権利です。〔不可侵性〕
- (3) 人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であることに基づいて当然に享有できる権利です。〔普遍性〕

2 人権は、自由と平等を求めた人間が、長い年月をかけて獲得した権利です

古い時代には、国や為政者が社会を支配する時代が長く続きました。社会が進展し、人々はだれからも支配されない、人間としての生き方を考えるようになりました。

それまでの支配者の絶対的な権力に対して、誰にも拘束されず自由に生きることを求める権利（自由権）や、上下の身分などには関係なく、他の人と平等に生きることを求める権利（平等権）を主張する思想や考えが生まれました。それらの考えや思想がもとになって、フランス革命（1789年）などが起こり、「自由権」や「平等権」を獲得してきました。

また、産業革命（1760年代のイギリスに始まり、1830年代以降ヨーロッパ各国に波及した）以後は、労働者の生活を守るために労働者の団結や団体交渉を認めるなどの「社会権」も獲得してきました。現在は、「自由権」「平等権」「社会権」が人権の柱になっていますが、社会がさらに複雑になり、人権侵害の問題が増えるのに伴い、人々の人権意識も高まって新しい人権を求める動きが出てきました。例えば、健康で快適な環境の回復・保全を求める権利→「環境権」や、インターネットなどによる情報流出から自分の情報を守る権利→「プライバシーの権利」、国民が政府の持つ情報の公開を求める権利→「（国民の）知る権利」などです。

欧米とわが国では、人権を獲得した歴史や考え方について大きな違いがあります。一言で言えば、個人や個性を尊重する個人主義と、自分の主張はある程度抑えて他人との調和を大事に考える協調主義の違い、また、国と国が地続きで外国の人との交流が盛んな欧米と、鎖国で外国人との交流が少なかったという環境・風土の違いが影響しているなどです。また、国の成り立ちや政治体制の違いなどによっても、人権の考え方が違います。

3 人権は、日本国憲法で基本的人権として保障されています

人権は、社会の進展に伴って自由と平等を求める人たちの戦いと努力で獲得してきました。わが国では、日本国憲法に「国民主権」「平和主義」と並んで人権を「基本的人権の尊重」という形で取り入れ、国民を人権侵害から守ることを憲法で保障しています。私たちは戦後の民主主義教育を迎えてやっと、人権の保障と尊さを学ぶことができました。

【憲法で保障されている人権】

カッコ内は「憲法」条文の数字

包括的基本権		個人の尊厳、生命・自由・幸福追求権 (13条)
自由権	身体的自由	奴隷的拘束・苦役からの自由 (18条) 法定手続の保障 (31条) 住居等の不可侵 (35条) 拷問・残虐刑の禁止 (36条) 刑事裁判手続上の保障 (37～39条) など
	精神的自由権	思想・良心の自由 (19条) 信教の自由 (20条) 集会・結社・表現の自由 (21条) 学問の自由 (23条)
	経済的自由権	居住・移転および職業選択の自由 (22条) 財産権の保障 (29条)
平等権		法の下での平等 (14条) 夫婦の同等と両性の本質的平等 (24条) 選挙人の資格の平等 (44条)
社会権		生存権 (25条) 教育を受ける権利 (26条) 勤労権 (27条) 労働基本権 (28条)
参政権		公務員の選定・罷免の権利 (15条) 最高裁判所裁判官の国民審査権 (79条) 地方公共団体の長・議員の選挙権 (93条) 憲法改正の国民投票権 (96条) など
請求権		請願権 (16条) 公の損害賠償請求権 (17条) 裁判を受ける権利 (32条) 刑事補償請求権 (40条)

4 人権問題が増え、人権意識も高まっています

人権問題は例えば、「肌の色の違い、性の違いなどにより、社会的な不利益を受けたり、集団から疎外（除け者に）されるなどして、人間らしく生きる権利（人間の尊厳）を奪われる問題」だといえます。同和問題（部落差別）への取組をひとつの契機にして、それまでは人権という視点で見えていなかった問題、例えば、子どものいじめ、学校での体罰、子どもや高齢者に対する虐待、ハラスメント、感染症などが人権の問題として社会的に取り上げられるようになりました。人権侵害を受けた人たちが声を上げ、マスメディアでも取り上げられることで市民が人権を守ることの大切さに気がつくようになって、市民の人権意識も高まってきました。

北九州市が2020（令和2）年に行った「人権問題に関する市民意識調査」（昭和51年から5年おきに実施）でも約78%の市民が人権問題・差別問題に関心がある（「非

常に」と「多少」の合計)と答えていますが、35年前の1985(昭和60)年に比べると約38%増加して、多くの市民が人権に対し、関心を寄せるようになったことがうかがえます。

ご存知ですか？人権の約束事運動「ほっとハート北九州」

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」は、人権に関する身近なテーマを約束事として掲げ、それを自分たちで守りあうことで、人権尊重の機運を盛り上げる北九州市独自の市民運動です。

会社や団体から友人同士のグループまで、所在地が北九州市内の団体であれば参加できます。みんなで守る「約束事」を考えて、参加登録してください。登録にかかる費用は無料です。

約束事は、市民の皆様のご応募より選ばれた『25の約束事』から選んで登録することもできます。

【『25の約束事』からの抜粋】

- ・人がふれあうはじめての一步。あいさつを心がけます。
- ・いじめは、しない、させない、見逃さない。
- ・認めあう気持ちを忘れず、明るい職場をつくります。
- ・気くばり 目くばり 思いやり「ココロ」のバリアを取りのぞきます。

● 「ほっとハート北九州」ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0340.html



人権の約束事運動
マスコットキャラクター
モモマルくん

参加してね！

5 私たちの身近には、たくさんの人権問題があります

なぜそれが人権問題なのか考えてみましょう。

女性の人権

男女の不平等、セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）などの問題です。例えば、選挙で選ばれる議員が男性に比べて圧倒的に少ない、働く職場や機会が女性には限られている、夫や恋人が女性に暴力をふるうなどです。旧民法の家父長制度で培われてきた男尊女卑の考え方や、性別による固定した役割分担意識がなかなか変わらないことなどが背景になっています。

子どもの人権

子どもを親の所有物と考え、大人と同じように人権を持った一人の人間としてみない（人格を尊重しない）ことから起こる問題です。家庭での虐待、学校での体罰、性被害（児童買春・児童ポルノ）などの問題があります。いじめは大人社会の反映だとも考えられます。

高齢者の人権

人間は歳を重ねれば誰でも体の機能が落ち、物忘れもひどくなってきます。動作や考え方が若い人たちと同じようにできないからという理由で、高齢者が家庭や社会から疎外される問題です。家庭の中や福祉施設などでの虐待、社会参加の制限、財産を狙った詐欺事件なども増えています。高齢化社会を迎えてますます増えていくことが考えられます。

障害のある人の人権

障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなどの取扱いをすること（不当な差別的取扱い）などの問題です。障害の有無にかかわらず、誰もが安心していきいきと暮らしていける共生社会の実現に向けて取り組むことが大切です。



同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお、結婚・就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、我が国固有の人権問題です。さらに昨今では、インターネット上での差別的な書き込みなど、新たな問題も発生しています。

また、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める（例えば、高額の書籍を売りつけるなど）えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

外国人の人権

日本では長い間の鎖国政策で外国の人との交流が少なかったこと、言葉による意思の疎通がうまくいかないことなど、言語・宗教・習慣等の違いから、外国人の働く場、住居、隣近所との交際などで生じる人権問題です。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を植え付けるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

感染症に関する人権問題

病気についての正しい知識や理解不足、偏見によって起こる人権問題です。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見、早期治療を適切に行うことで、エイズ発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

新型コロナウイルス感染症については、いわれのない誹謗中傷、いじめや差別的な対応が問題です。厚生労働省や北九州市のホームページなどで正確な情報を確認し、差別的な発言等に同調しないことが大切です。

ハンセン病をめぐる人権問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって末梢神経や皮膚が冒される病気です。感染力が弱く、治療薬も開発されて人に感染する心配がない病気ですが、病気が進むと容姿や手足が変形することから特別な病気として扱われ、患者は100年近く隔離されてきました。そのため、国民の間に差別と偏見が生まれ、病気が治った患者は今でも故郷に帰れない状態が続いています。私たちに求められているのは、ハンセン病についての歴史を知り、長い間に植え付けられた偏見や差別を一日も早くなくしていくことです。

性的マイノリティの人権

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別をなくしていくことが必要です。

その他の人権問題

産業技術の発達や、高齢化、国際化、情報化が進んでくると人権問題は更に多様化し、増えてくるでしょう。先に挙げた以外の人権問題にも触れてみます。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々の歴史や伝統、文化を正しく理解し尊重することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

刑を終えて出所した人やその家族の人権

就職や、住居の確保における不当な差別的取扱い、周囲の人の偏見などを取り除くことが問題の解決につながります。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪事件に巻き込まれた本人はもちろん、家族が、マスメディアの過剰な取材や周囲の人たちからの中傷によって受けるプライバシーの侵害、名誉毀損などです。

- 上記以外にも、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレスとなった人々、人身取引、震災等の災害に起因する人権問題がありますが、特に最近はインターネットへの悪質な書き込みによる人権問題などが増えています。

人権問題は当事者にとっては、生きる権利を奪われるという「いのち」と「暮らし」にかかわる大事な問題です。人権の研修は、人権について深く知ること、自分にとって他の人にとってもかけがえのない「いのち」の大切さを知ること、「暮らしの中の人権」を考えることで自分の生き方を見つめなおす機会だといえます。

6 人権を考える一つのキーワードは「差別」です

人権の研修案内をすると、「またですか？」とか「もう分かっているからいいよ」と言う言葉が返ってくることがあります。同和問題への取組が始まった一時期、「押しつけの研修はいやだ」とか「いつも同じような内容の研修で面白くない」という意見が多く聞かれました。「部落差別はいけない」、「差別は早くなくそう」と行政はもちろん、企業や市民団体なども積極的に取り組みましたが、なかなか市民全体の問題にはなりませんでした。

そのひとつの理由として考えられるのは、「差別」のとらえ方や理解が人によって違っていたからではないでしょうか？

『差別』を辞書（広辞苑）で引いてみますと

- ① 区別すること。けじめ。
- ② 差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。
正当な理由なく、劣ったものとして不当に扱うこと。
とあります。

①は例えば、柔道の無差別級のように体重の差で試合が行われる場合、商品の差別化という場合などに区別の意味で「差別」という言葉が使われます。これに比べると、②の場合は例えば、男性、女性のような性の違い、人種の違いなどの理由により、生活上の不利益を受けたり、社会から排除されるときなどに使われます。女性差別、人種差別のような使われ方です。

「差別」は、正当な理由もないのに不利益な取り扱いをしたり、除け者にしたりしてその人の存在を否定することです。人権問題を考える一つのキーワードが差別だというのはこのことです。「不当な差別」という言葉も使われます。

「差別をなくそう」という前に、「自分や身近な人に差別はないのだろうか？」「差別とはなんだろう？」「差別はどうして起こるのだろうか？」「差別してはどうしていけないのだろうか？」「差別を受けた人たちはどんな不利益を受ける（た）のだろうか？」など「差別」について十分に理解することが、人権の研修には必要です。

7 これまでの人権研修の取組

北九州市では、昭和40年代後半から50年代にかけて企業や地域、学校などで同和問題に関するさまざまな問題が明るみに出ました。

また、そのころ、全国で「部落地名総鑑」が見つかったこともあり、北九州市では、市を挙げて同和問題（部落差別）解決に向けた取組が始まりました。

その取組の一つが、学校や地域で実施する同和問題に関する研修です。

そして現在では、人権課題の多様化に伴い、人権研修も幅広いものへと変わってきています。

(1) 企業での取組

企業の関係では、職場の中での差別問題の解決と社員の人権意識の向上、特に採用をめぐる就職差別の問題の解決を目指して、昭和52年度から30人以上の事業所に「企業内同和問題研修推進員」（平成9年度から「公正採用選考人権啓発推進員」と名称を変更）を置いて人権の研修が続けられています。

* 就職・結婚差別に利用された「部落地名総鑑」

（詳しくは「私たちと同和問題」12ページ～）

全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが掲載された図書でこれまで10種類ほどのものが見つかっています。結婚や就職の際の身元調査に利用することを目的として興信所、探偵社の関係者が作成したもので、主に企業関係者に購入されていました。2006（平成18）年になって大阪市内で見つかった、フロッピーディスク2種類には同和地区の所在地や世帯数のほか、「被差別部落の調べ方」として7項目の調査方法まで分かるようになっていました。

また、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案は依然として発生しています。

(2) 学校での取組

学校や幼稚園などにおいては、人権意識の高揚と確かな人権感覚を身に付ける人権教育を、学校教育活動全般を通して推進しています。また、人権を大切にする精神と態度を養っていくには、幼児期から始めることが大切です。そのため、幼稚園では、幼児を対象にした人権教育指導資料「あそぼう」、小・中・特別支援学校では、人権教育教材集「新版いのち」などを使って人を大切にする気持ちを養っています。

(3) 地域での取組

様々な地域活動の拠点である市民センターでは、人権市民講座（年2回以上）を実施したり、人権の約束事運動を地域で推進したりするなどして、人権を尊重したまちづくり活動が地域に根付き、「人権文化のまちづくり」の拠点となるような環境づくりに努めています。